

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月31日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通出水上桜鶴円町361番地
【電話番号】	075(778)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地
【電話番号】	075(778)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年5月28日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による募集株式の発行 について

興和株式会社を割当先として、第三者割当による新株式10,000,000株の発行（払込金額1株につき40円、払込金額の総額400,000,000円）を行う。

第2号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更について

当社定款に定める発行可能株式総数を、2,200万株から6,000万株に増加させる。なお、当該定款変更の効力発生は、第1号議案に係る新株式10,000,000株が発行されることを条件とする。

第3号議案 第三者割当による募集株式の発行 について

興和株式会社を割当先として、第三者割当による新株式40,000,000株の発行（払込金額1株につき40円、払込金額の総額1,600,000,000円）を行う。なお、当該新株式発行は、第2号議案に係る定款の一部変更の効力発生を条件とする。

第4号議案 株式併合について

当社株式について、5,000,000株を1株に併合する（注）。なお、当該株式併合は、第1号議案及び第3号議案に係る新株式が全て発行されることを条件とする。

（注）株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理により株主に交付することが見込まれる金額の額は、株主が所有する当社株式の数に180円を乗じた金額に設定することを予定しています。

第5号議案 単元株式数の定め廃止に関する定款一部変更について

第2号議案に係る変更後の当社定款につき、発行可能株式総数を6,000万株から44株に減少させるとともに、単元株式数に関する定めを廃止する。なお、当該定款変更の効力発生は、第4号議案に係る株式併合の効力発生を条件とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	69,646	324		（注）	可決 99.24
第2号議案	69,676	294			可決 99.28
第3号議案	69,728	242			可決 99.35
第4号議案	69,694	276			可決 99.30
第5号議案	69,715	255			可決 99.33

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち賛否を確認できた議決権数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができなかった株主の議決権の数は加算しておりません。

以上